

茅ヶ崎市告示第 291 号

公 示 送 達 書

次の者に対し、国税徴収法第 54 条に係る書類を送付しましたが、返戻されたため、実地調査、書類調査等、相当の調査をするも、住所、居所等が不明のため国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、この書類は福祉部保険年金課に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和 8 年 10 月 27 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



記

国税徴収法第 131 条に基づく通知

氏 名 (名 称)	文書番号
井上 菜々子	8 茅保険第 1290 号

（注意）

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

掲 示 期 間

令和 8 年 10 月 27 日から
令和 8 年 11 月 10 日まで